

2012年8月24日 全5頁

IASB・FASBの金融商品会計検討の現状（2）

金融資産の減損、FASBが代替案検討へ

金融調査部 制度調査課
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- IASB（国際会計基準審議会）と米国の FASB（財務会計基準審議会）は、共同で金融商品会計基準の見直しに取り組んできた。
- 金融資産の減損については、2009年11月にIASBが公開草案を公表したが、その後、IASBとFASBが共同で検討する中で、紆余曲折があり、現在は、3バケットアプローチという方法を検討している。
- 3バケットアプローチでは、当初は通常の金融資産としてバケット1に分類し、信用の質の悪化が生じた場合に、グループ単位で評価するバケット2、個別の金融資産ごとに評価するバケット3に分類し直す。バケット1では、今後12ヵ月に生じる損失事象に基づく将来の損失、バケット2、バケット3では全予想損失を計上する。
- IASBとFASBは上記のアプローチを採用する方向で検討してきた。現在公表されている予定では、IASBとFASBは2012年第4Q（四半期）に新しい案を公表する予定である。しかし、2012年8月1日に、FASBは、バケット1とバケット2・3とを区分せず、全ての信用リスクを反映して減損処理をする代替案の検討をスタッフに指示した。FASBはその進捗状況を今秋の早い時期にIASBと共有することをコミットしている。

I. 金融商品会計基準の検討の経緯

1. 簡素化に向けた検討

金融商品会計基準については、現行の基準（IAS39号）の内容が複雑であったことから、金融危機以前から、その全般を簡素化するプロジェクトが、IASB（国際会計基準審議会）と米国のFASB（財務会計基準審議会）共同で進められていた。08年3月には、IASBは、長期的にはすべての金融商品を時価評価・損益計上する全面時価会計を目指しつつ、当面は満期保有目的投資や売却可能の廃止などの評価方法の種類の削減やヘッジ会計の簡素化を行うとする討議資料を公表した。

その後、金融危機を経て、IASB自体が、従来の全面時価会計を目指す方針を若干緩和する方

向へと転換し、2009年3月のIASBとFASBの合同会議では、金融商品の評価方法として、暫定的に公正価値、他の再評価方法、償却原価を検討する旨を決定し、5月のIASBの理事会では、公正価値と償却原価による評価を検討する旨を決定した。

2. G20の提案以後

IASBとFASBの金融商品会計基準の見直しプロジェクトについては、時間をかけて検討することが想定されていた。しかし、2009年4月2日に開催されたG20ロンドン金融サミットでは、IASBとFASBに対して2009年中に金融商品の会計基準の複雑さを削減し、単一の質の高い会計基準を設定することを求めた。これを受けて、IASBは、2010年中に、IAS39号に代わる包括的な新基準を設定するスケジュールで見直しに取り組むこととした。しかし、スケジュールは遅れており、現在の進捗状況を示すと、次のようになる。

- ①IASBは、2009年11月に新基準IFRS9号「金融商品-分類と測定-」を公表し、金融資産の評価方法を決定した。2010年10月に金融負債の評価方法に関する規定を盛り込んだ。現在、見直しを行っており、2012年第4QにIASBはED(公開草案)、FASBは再ED又は修正案を公表する予定である。
- ②IASBは、2009年11月に貸倒引当金・貸倒損失、減損に関する公開草案「償却原価と減損」を公表した。2011年1月にFASBと共同で補足文書「金融商品：減損」を公表したが撤回し、現在、2011年6月に仮決定した修正案を検討中である。2012年第4QにIASBは再ED、FASBは再ED又は修正案を公表する予定である。
- ③IASBは、2010年12月に、一般的なヘッジ会計に関する公開草案を公表した。2012年第3Qに修正案、同第4Qに新基準を公表する予定である。マクロヘッジについては2012年下半年にDP(論点整理)を公表する予定である。
- ④2011年1月にIASBはFASBと共同で金融資産と負債の相殺表示に関する公開草案を公表したが、2011年6月に会計処理の面で共通のアプローチを採用しないことを暫定的に決定した。IASBとFASBは開示面の充実で調整を図る新基準を2011年11月に公表した。

※1 IFRS9号は、従来、2013年1月1日以後の開始事業年度からの強制適用とされていたが、その後、適用が2年延期され、2015年1月1日以後開始事業年度から強制適用することとされた。

※2 米国のFASBは、分類と測定方法、減損、ヘッジに関するEDを2010年5月末に公表

本稿ではこのうち、②の金融資産の減損に関する部分を解説する。

II. 金融資産の減損

1. これまでの検討状況 - 3バケツアプローチの検討

現行のIAS39号では、発行者・債務者の財政的困難、元利を支払不履行・遅延などの客観的証拠が存在するときに減損を計上することとしている。貸付金・債権や債券のみならず、株式

等も減損の対象となる他、減損の金額についても、売却可能金融資産については、公正価値（時価）まで、貸付金・債権や満期保有投資については、見積もり将来キャッシュ・フローを契約当初の実効金利で割り引いた現在価値まで、減損することとしている。

これに対して、IFRS9号では、株式等や公正価値（時価）で評価する金融資産には減損は適用せず、償却原価で評価される金融資産のみが減損の適用対象となる。減損会計の手法も、G20のロンドン金融サミットなどの意向を受け、トリガーとなる事象の発生を減損の要件とする現行のIAS39号の手法（発生損失アプローチ）から、トリガーとなる事象に関係なく予想される損失を反映させる「予想損失アプローチ」に改める方向で検討している。

IASBが2009年11月に公表した公開草案「償却原価と減損」では、金融資産を最初に取得したときに、その予想損失を将来キャッシュ・フローに反映し、その割引現在価値が金融資産の取得価額と一致するような実効金利を算出し、当該実効金利に基づいて満期にわたって収入（利息）を計上することとしていた。すなわち、当初の予想損失は実効金利に反映して期間配分し、その後生じた期待損失の増減については「貸倒引当金」の計上を通じて、金融資産の帳簿価額に反映することとしていた。

この公開草案に対しては、金融機関の実務、特に中身が入れ替わる貸付金のオープン・ポートフォリオの管理手法と整合しないとの批判が寄せられ、2011年1月に、IASBはFASBと共同で、補足文書「金融商品：減損」を公表した。補足文書では、貸付金のオープン・ポートフォリオを前提に、予想損失と実効金利の計算を分離する、正常債権と問題債権を区分する、正常債権については、予想損失の見積もりの変更が生じた場合に、その変動額を全額計上するのではなく、一定の手法（年金法又は定額法）で算出した経過期間に比例する金額と予見可能な期間（1年超）の予想損失の大きい方を計上する、問題債権の予想損失については発生時に全額計上するという案を示した。しかし、この案についても反対が多く、現在は、3バケットアプローチを検討中である。

2. 3バケットアプローチの内容

(1) 基本的な考え方

現在検討中の3バケットアプローチでは、予想損失の見積もりは、次の点を反映しなければならないこととされている。

- a. 将来の見積もりを行う際に関連性があると考えられるすべての合理的かつ支持し得る情報
- b. 起こり得る結果の範囲並びにその結果が起こる可能性及び合理性（即ち、最も可能性の高い結果の見積もりではない）
- c. 貨幣の時間的価値

提案されている予想損失モデルは、ローン・コミットメントや債務保証（FV-TNI¹に該当するものを除く）にも適用することが、2012年7月に暫定的に決定されている。

予想損失を割り引くための割引率については、2012年5月に、現行のIAS39号における実効金利とリスク・フリー・レートの内いずれか、もしくは両者の間で、企業が選択することと暫定的に決定している。両者の間の金利を用いる場合は、何らかのベンチマーク金利やインデック

¹公正価値（時価）の変動を当期の損益に計上する方法（Fair Value Through Net Income）

ス金利を基礎としなければならない。ローン・コミットメントや債務保証については、IASB では、貨幣の時間的価値（リスク・フリー・レート）とキャッシュ・フローのリスク特性を考慮することを、2012年7月に暫定的に決定している。

図表 金融資産の減損（3バケットアプローチ）

バケット1※1	バケット2※1	バケット3※1
<p>◇当初はバケット1に分類（取得時点で明確に信用損失を予想して購入した金融資産は当初からバケット2又はバケット3に分類）</p> <p>◇次の2つの要件を満たした場合にバケット2又はバケット3に移転する。</p> <p>①当初取得時以降に、重要でないとは言えない信用の質の悪化が生じたこと</p> <p>②デフォルトの確率が、少なくとも契約上のキャッシュ・フローの全部又は一部が回収されないことが合理的に起こり得るというものであること</p>	<p>◇グループベースで評価している場合※2</p> <p>◇金融資産グループ化する場合は共通のリスク特性に応じてグループ化される。</p> <p>◇サブグループに共通のリスク特性がある場合は、より大きなグループ化はできない。</p>	<p>◇個別資産ベースで評価している場合※2</p> <p>◇類似の金融資産を有していない場合や金融資産が個別に重要である場合は、個別に評価が必要</p>
<p>◇今後12か月の間に損失事象が発生する可能性がある金融資産について、その存続期間にわたって予想される資金不足を計上</p> <p>◇即ち、計上するのは今後12か月分の資金不足のみではない。</p> <p>◇予測期間が長くなるにつれて、見積損失の予測に必要な詳細さの程度は小さくなる。</p> <p>◇様々なアプローチを使用できる（損失事象が12か月内に発生する蓋然性を明示的にはインプットとして織り込まないことも可能）</p>	<p>予想損失の全額（全残存期間分）の即時計上</p>	<p>予想損失の全額（全残存期間分）の即時計上</p>

※1 信用リスク管理実務を最大限活用して、信用リスクの絶対水準ではなく、劣化の度合いに応じて分類。最初はバケット1に分類し、その後劣化の度合いに応じてバケット2、バケット3に移行

※2 金融資産のリスク特性が、企業が有する他の金融資産と共通である場合には、企業は、当該金融資産を個別に評価するか又は共有のリスク特性を有する金融資産のグループで評価することが認められる。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

（2）取得時点で明確に信用損失を予想して購入した金融資産

取得時点で明確に信用損失を予想して購入した金融資産は、当初取得時からバケット2又はバケット3に分類し、その後はバケット1に配転しないこととされている。

購入時点で減損は計上されない。購入時の割引額は、購入価格から予想キャッシュ・フローまで増額される（購入時の予想キャッシュ・フローを取得価額に割引く実効金利に基づいて利息を計上する）。

予想キャッシュ・フローの事後のいかなる不利な変動も、全期間の予想損失の毎期の変動に基づき減損損失として認識される。予想キャッシュ・フローの有利な変動も、減損損失の修正として、即時に純損益に計上する。

（3）売掛債権

i. 重大性がある財務要素がある売掛債権

IASBの収益認識の公開草案（2011年11月公表）では、取引価格を決定する際に、契約がその契約にとって重大性がある財務要素を有している場合（例えばサービス提供時と対価の支払

いとの間が長い場合など)に、企業は約束をした対価を貨幣の時間的価値を反映するよう調整しなければならないこととされている。

そのような財務要素がある売掛債権については、予想損失モデルを適用し、企業は会計方針として次のいずれかを選択することとされている。

a. 3 バケットアプローチを適用する。

b. 簡略化したアプローチとして、当初取得以降、全期間の予想損失を減損計上する。

ii. 重大性がある財務要素が無い売掛債権

予想損失モデル（引当マトリックスを用いることができる実務上の簡便法を含む）を適用することを 2012 年 4 月に暫定的に決定している。

IASB では、簡略化した形式の 3 バケットアプローチを適用して次のように会計処理することが提案されている。

- ・ 収益認識の公開草案で定義される取引価格で売掛債権を計上する。
- ・ 当初計上時からバケット 2 又は 3 に区分し、全期間の予想損失を計上する。

FASB では、予想損失モデルが適用される場合には、すべての売掛債権に対する信用減損測定目的は、その債権の期間を通じた全期間の予想損失とすべきとしている。

(4) リース債権

リース債権については、(3) の i と同様の方法を適用する。

3. 米国 FASB での新しい動き

公表されているスケジュールによれば、IASB と FASB は新しい基準案を 2012 年第 4Q に公表する予定である。

しかしながら、米国の FASB は、2012 年 8 月 1 日に、3 バケットアプローチの代替案の検討をスタッフに指示した。3 バケットアプローチでは、金融資産を、原則として、バケット 1 に分類し、重要でないとは言えない信用の質の悪化が生じた場合に、バケット 2 又はバケット 3 に移管することとしている。バケット 1 では、今後 12 ヶ月に生じる損失事象に基づく将来の損失、バケット 2、バケット 3 では全予想損失を計上することとしている。この 2 種類の評価を用いるアプローチ (dual-measurement approach) が財務諸表の利用者にとってわかりにくいというのが、FASB が代替案の検討を指示した理由である。

FASB は、2 種類の評価を用いるアプローチを用いず、ポートフォリオにおけるすべての信用リスクを反映する代替的な予想損失モデルを検討するようスタッフに指示した。FASB は早急に検討を進める意向を示しており、IASB に対して代替モデルの検討をモニターするよう求めている。さらに、今年の秋の早い段階で、IASB とその進捗を共有することをコミットしている。

代替モデルの開発が IASB での検討内容にどのような影響を与えるか注目されるところである。